

意見書案第3号

米国航空母艦「キティ・ホーク」退役後の後継艦配備 に関する意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官に対し、次のとおり意見書を提出する。

平成 16 年 6 月 8 日提出

横須賀市議会議員 山 下 薫

米国航空母艦「キティ・ホーク」退役後の後継艦配備 に関する意見書

本市は、日米安保体制のもと、我が国の安全保障にとって米軍の存在が重要であるとの認識から、通常型空母が横須賀をいわゆる母港とすることを了承してきた。

そのような中、去る 3 月 31 日、米国下院軍事委員会の公聴会において、ファーゴ米太平洋軍司令官が、2008 年退役予定の航空母艦「キティ・ホーク」の後継艦として「最も能力のある空母」を横須賀に配備したい旨の発言を行ったとの報道がなされた。

このことは、米軍基地を抱える本市民感情に大きな悪影響を与えている。本市は、あくまでも通常型空母が使用することを前提に、12 号バースの延伸工事を初めとした整備を認めたところである。

本市議会としても、市民の安心や安全に考慮し、ファーゴ発言のような配備については、容認することはできないものと考える。

よって、国におかれでは、キティ・ホーク退役後については、市及び市議会の意を受け、慎重に協議されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(提案理由)

キティ・ホーク退役後の後継艦配備について慎重な協議を求めるため。